# 第8章 竹田市の文化財の防災・防犯に関する方針と措置

文化財は、自然災害や火災等により、き損・滅失すれば、再び回復することはできず、貴重な文化 財を確実に次世代に継承するためには、防災・防犯対策は欠くことのできない取組である。

本市でも、近年多発する大型台風や集中豪雨による風水害や熊本地震などの震災により、国指定史跡岡城跡の石垣が崩壊するなど文化財も被災した。また、過去には市指定有形文化財であった城原八幡社楼門が放火により半焼する事件もあった。自然災害や火災等へ備えるため、文化財の被災リスクを把握し、防災・防犯設備の整備や日常的な点検など平時からの取組の他、災害発生時の関係機関との連携等の在り方とその体制づくりも必要である。

### 第1節 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

#### (I)防災・防犯対策への取組

補助金を活用して国指定重要文化財の防災設備の設備点検を支援している。災害発生時には、速やかに被害状況の確認を実施し、国や県の協力を得ながら被災文化財の復旧工事等をできる限り早期に実施してきた。

#### 【課題】

- ①防災・防犯対策が不十分である。
- ・文化財及び周辺環境における災害・犯罪等のリスク、防災・防犯設備の設置状況について把握がで きていない。
- ②防災・防犯設備の整備が行き届いていない。
- ・市単独では財政的な支援が十分にできず、防災・防犯設備の整備が進んでいない。
- ③被災文化財の復旧に係る財源が確保できず、早期の復旧工事に対応できない。
- ・国県等の補助金を活用しなければ、被災文化財の復旧工事等を行うことができない。

### (2) 平時及び災害発生時の連携体制の構築

平時における日常的な点検活動は、基本的には所有者や管理者が担う。指定等文化財については、 県の文化財パトロール員による見回りや点検が定期的に実施されている。災害発生時には、文化財部 局職員が安全確認後に指定等文化財の見回りを実施し、被災状況を確認している。文化財に異常があっ た場合は、速やかに国や県へ報告している。

また、毎年 I 月 26 日の文化財防火デーに伴う文化財火災防御訓練を消防本部、消防署、消防団、 所有者と合同で実施している。指定等文化財のうち岡藩主中川家墓所(おたまや公園)、西光寺、旧 竹田荘、願成院本堂(愛染堂)で順番に実施してきた。

### 【課題】

- ①危険箇所の早期発見や犯罪への早期対応のための対策を強化する必要がある。
- ・所有者や管理者の他、県の文化財パトロール員による見回りや点検を強化・継続する必要がある。
- ②災害や犯罪の発生時など緊急時の対応について周知する必要がある。

- ・国が示す「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」の周知・活用を図る必要がある。
- ③災害や犯罪の発生時など緊急時の連携体制を構築する必要がある。
- ・緊急時の対応について、庁内関係部局や国県との連携体制を構築し、文化財保護を万全にする必要 がある。

### 第2節 文化財の防災・防犯に関する方針

### (1) 防災・防犯対策への取組

- ●文化財の防災・防犯にかかる各種の取組を実施する。
- ①文化財及び周辺環境の災害・犯罪等のリスク、文化財を守る防災・防犯設備の設置状況について把握に努める。
- ②防災・防犯対策が必要な文化財においては、防災・防犯設備の整備を推進する。整備にあたっては 必要に応じて国県の補助金や民間資金を活用する。
- ③各種補助金等による財源確保を継続して行い、できる限り早期の被災文化財の復旧に努める。

#### (2) 平時及び災害発生時の連携体制の構築

- ●関係機関や地域住民と連携し、文化財の被災・防犯の仕組み及び体制整備を推進する。
- ①文化財パトロール員等と連携し見回り活動を強化する。また、消防本部、消防署、消防団、警察署、 地域住民と連携を図り、文化財防火デーにあわせた防災訓練を継続的に実施する。
- ②消防や警察等の関係機関と連携し、啓発活動等により防災・防犯に対する市民の意識向上を図ると ともに、緊急時の対応への周知や支援を行う。
- ③緊急時に対応できるよう、庁内関係部局や国県との連携体制を強化し、体制充実を図る。

# 第3節 文化財の防災・防犯に関する措置

前節までの課題と方針に基づき、以下の措置を実施していく。

# 文化財の防災・防犯に関する措置

	措置の内容	取組主体			財源			時期			/ <del>**</del>
No		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	1	=	≡	備考
53	指定等文化財の防災・防犯リスク把握調査 指定等文化財の現況確認調査にあわせて、防災・防犯リスクを把握す る。	0		0	0						
54	防災・防犯設備の整備 文化財を守る防災・防犯設備の設置と充実を図り、定期点検を実施する。	0		0	0	0	0				
55	被災文化財の復旧工事等の実施 災害発生後に被災文化財の確認を行い、早期に復旧工事等の必要な措置 を実施する。	0		0	0	0	0				
56	日常点検と文化財パトロールの実施 平時における日常点検や見回りを実施する。また、市民等の防災・防犯 意識の向上を図る。	0	0	0	0	0	0				
57	防火訓練、防災訓練、啓発活動の実施 文化財防火デーに伴う文化財の火災防御訓練や歴史文化館の避難訓練の 他、消防・警察等の関係機関と連携して啓発活動を行う。	0	0	0	0						
58	文化財レスキュー支援事業と体制の構築 緊急時に速やかに対応できるよう、文化財レスキューについて研究し、 その体制の構築に努める。	0	0	0	0	0	0				
59	緊急時の連携体制の確立 緊急時に速やかに対応できるよう、所有者及び庁内関係部局や国・県等 の関係機関と連絡体制を確立・強化する。	0	0	0	0						

※取組主体…市文=文化財部局、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体など / ◎=主体、○=連携・協力

総=総務、政=総合政策、建=建設、農=農政、観=商工観光、生=生涯学習、学=学校、支=支所

※財源…市=市の一般財源、国・県=国・県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載 (P.6 参照)

## 第9章 竹田市の文化財の保存・活用の推進体制

### 第1節 推進体制

本計画を推進する取組主体は、以下に示すとおりである。

- ①まちづくり文化財課(措置の表では「市文」)
- ②市役所の関連部局(同じく「市他」)
- ③所有者や管理者等の地域住民や関連する民間団体(同じく「民間等」)

本計画を推進するため、文化財担当部局であるまちづくり文化財課だけでなく、庁内関連部局と相互に連携して取組を推進していく。また、事業推進のため専門職員の確保や関係機関・団体との連携も強化し、文化財の保存・活用を行っていく。体制の相関図と令和4年(2022)8月現在の本市における関係各課の業務内容及び関連する民間団体等は、以下に示すとおりである。

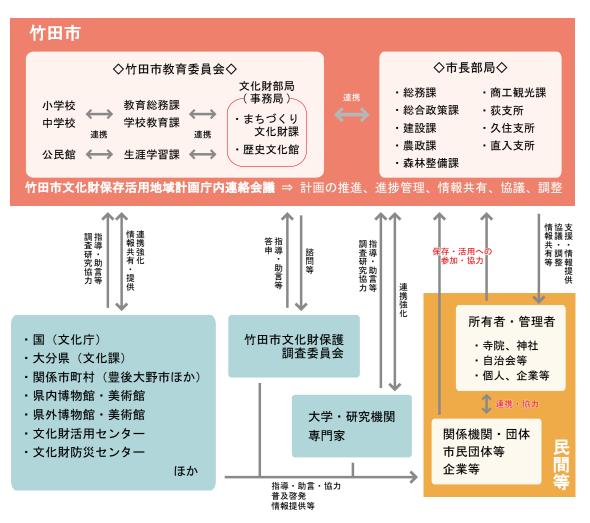


図 35: 体制相関図

本計画の実現に向け、事業の進捗管理と連携体制を構築する場として、「竹田市文化財保存活用地域計画庁内連絡会議」を設置し、庁内関係部局と調整及び情報共有を図る。また、文化財の保存・活用に関わる重要事項等については、必要に応じて竹田市文化財保護調査委員会に諮り、事業方針等を決定していく。国・県等の関係機関と協力体制を構築し、地域住民の参加も積極的に促していく。

#### (1) 竹田市

### 【教育委員会部局】

- ◎まちづくり文化財課 …文化財の保存・活用に関わること全般
- ◎竹田市歴史文化館 …竹田市歴史文化館、旧竹田荘に関することなど
- ○教育総務課 …教育、竹田市立図書館に関すること全般
- ○学校教育課 …学校教育との連携に関することなど
- 〇生涯学習課 …社会教育、公民館、佐藤義美記念館、あ祖母学舎に関することなど

### 【市長部局】

〇総務課 …広報、ホームページ、自治会との連携、防災・防犯、市史編さん、公文書管理、職

員の採用に関することなど

〇総合政策課 …総合計画、地方創生交付金、ふるさと納税、定住促進・空き家活用、地域コミュニ

ティ、交通、文化政策、竹田市総合文化ホールに関することなど

〇財政課 …予算、公共施設の管理に関することなど

〇建設課 …都市計画、建設事業、道路、河川、公園、景観計画に関することなど

〇農政課 …農業、畜産、農作物、動植物の保護に関することなど

○農林整備課 …農地、基盤整備(圃場整備)、農業水利施設に関することなど

〇商工観光課 …観光戦略、観光客誘致、観光資源、商店街や観光ツーリズム協会との連携、滝廉太

郎記念館、祖母山麗エリア再生プロジェクト、温泉に関することなど

○荻支所 …荻地域に関すること全般

〇久住支所 …久住地域に関すること全般

○直入支所 …直入地域に関すること全般

○消防本部・消防署 …防災に関することなど

# (2) 関係機関

〇竹田市文化財保護調査委員会 …指定等文化財の指定、文化財の保存・活用に関する審議など

〇竹田市歴史文化館協議会 …歴史文化館の運営に関すること

### (3) 市内の関係団体等 (順不同)

各自治会、各小・中・高等学校、竹田市観光ツーリズム協会、竹田商工会議所、九州アルプス商工会、竹田町商店街連合会、まちづくりたけた株式会社(アグル)、竹田市観光ボランティア委員会、岡の里事業実行委員会、竹田岡城歴史まちづくりの会、竹田市老人クラブ連合会、各伝統芸能保存団体、各文化財愛護少年団、騎牟礼城阯公園保存会、久住高原みちくさ案内人倶楽部、祖母山麓自然・人共生空間整備プロジェクト実行委員会、荻町史談会、直入町史談会、各顕彰会、南画の里づくりを進める会、落門会、哲門会、里山保全竹活用百人会、竹田市文化振興財団、など

### (4) 県・市外の関係機関等

- 〇大分県教育委員会(文化課)
- ○大分県立歴史博物館、大分県立埋蔵文化財センター
- ○大分県立先哲史料館、大分県立図書館、大分県立公文書館
- 〇大分県立美術館、大分市美術館
- ○豊後大野市資料館(豊後大野市社会教育課文化財係)、朝倉文夫記念館
- 〇別府大学、大分大学、日本文理大学、立命館 APU 大分アジア太平洋大学
- 〇大分県立芸術文化短期大学、平松学園大分短期大学

### 第2節 推進体制づくりに関する措置

前節に示した文化財の保存・活用に向けた体制づくりのため、以下の措置を実施していく。 推進体制づくりに関する措置

No	措置の内容	取	組主	体		財源	į	時期			/++
		市文	市他	民間等	市	国・県	民間	I	П	III	備考
60	文化財の保存・活用に向けた相談業務 地域での保存や管理が困難になった文化財の保存・活用についての相談 を受ける体制を構築する。	0		0	0						
61	庁内連絡会議の設置 庁内関係部局と連携・情報共有を図り、全庁的な推進体制を構築する。 また、進捗計画の進捗管理を行う。	0	0	0	0						
62	文化財保護調査委員会への諮問 文化財の保存・活用に係る重要事項等について、文化財保護調査委員会 に諮問し、方針や事業内容等を決定する。	0			0						
63	民間の関係団体との連携 文化財の保存・活用を担う地域住民や民間団体と連携・情報共有を図 り、自主的な取組を推進する。	0	0	0	0		0				
64	博物館、美術館、大学等研究機関との連携 文化財の調査研究、そして適切な保存・活用のために、関係機関の専門 家との協力体制を構築する。	0	0	0	0	0					
65	国、県等の関係機関との連携 文化財の保存・活用に関する指導や助言、補助金等の申請など、国や県 等の関係機関との協力体制を構築する。	0	0	0	0	0					
66	専門職員の採用と育成 文化財の種別が多岐にわたることから、歴史(古文書)、考古(発 掘)、美術史(絵画)など、各分野の専門職員の採用に努める。	0			0						
67	市民学芸員 (調査員、研究員) の育成 把握調査や古文書の解読や文化財ガイドなど、文化財の保存・活用に市 民参加を促す。	0		0	0		0				

※取組主体…市文=文化財部局、市他=市の他部局、民間等=所有者等、地域、関係団体など / ◎=主体、○=連携・協力

総=総務、政=総合政策、建=建設、農=農政、観=商工観光、生=生涯学習、学=学校、支=支所

※財源…市=市の一般財源、国・県=国・県の補助金、民間等=所有者、民間資金、財団助成金等

※備考…歴史的風致維持向上計画の事業NO.を記載 (P.6 参照)

# 竹田市文化財保存活用地域計画

編集:竹田市教育委員会 まちづくり文化財課

〒 878-8555

大分県竹田市大字会々 1650 番地

TEL: 0974-63-4818 FAX: 0964-63-2373